

1 環境基本法（平成5年法律第91号）

審査・監査における確認事項	事業者として下記事項に努力（責務規定） <ul style="list-style-type: none"> ・公害防止・環境保全のための必要な措置 ・産業廃棄物の適正な処理 ・環境負荷の低減・再生資源材料の利用（リサイクル） ・行政の環境保全施策への協力 ・環境基準（大気、水質、土壌、騒音、ダイオキシン）の確認（行政上の目標値）
法令の目的等	環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的事項を定め、環境保全施策を総合的・計画的に推進することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保するとともに人類の福祉に貢献する

遵守事項		適用条件・ポイント	条項
責務	基本理念	(1) 環境の恵沢の享受と継承等 (2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築 (3) 国際的協調による地球環境保全の積極的な推進	法3～5
	国の責務	基本的・総合的な施策	法6
	地方公共団体の責務	地域の自然的・社会的条件に応じた施策	法7
	事業者の責務	(1) 国、地方公共団体が実施する施策への協力 (2) 環境の保全への自主努力 (3) 環境負荷の低減に資する原材料、役務等の利用努力 (4) 製品等の使用、廃棄時の環境負荷の低減に資する努力 (5) 製品が廃棄物となった場合の適正処理が図られる措置 (6) 公害防止、自然環境保全のための措置	法8
	国民の責務	日常生活に伴う環境への負荷の低減努力その他	法9

◆環境基本法16条の規定に基づく環境基準（抜粋）

【表1】大気の汚染に係る環境基準（S48環境庁告示25号、S53環境庁告示38号）

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること

【表2】ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準（H9環境庁告示4号）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること

【表3】微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準（H21環境省告示33号）

物質	環境上の条件
微小粒子状物質（PM2.5）	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること（平成21年9月9日告示）

備考：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう

【表4】ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準（H11環境庁告示68号）

物質	環境上の条件
大気	$0.6\text{pg}-\text{TEQ}/\text{m}^3$ 以下
水質（水底の底質を除く）	$1\text{pg}-\text{TEQ}/\ell$ 以下
水底の底質	$150\text{pg}-\text{TEQ}/\text{g}$ 以下
土壌	$1,000\text{pg}-\text{TEQ}/\text{g}$ 以下

【表5】水質汚濁に係る環境基準（S46環境庁告示59号）

○人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	$0.01\text{mg}/\ell$ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	$0.01\text{mg}/\ell$ 以下
六価クロム	$0.05\text{mg}/\ell$ 以下
ヒ素	$0.01\text{mg}/\ell$ 以下 ※
総水銀	$0.0005\text{mg}/\ell$ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	$0.02\text{mg}/\ell$ 以下
四塩化炭素	$0.002\text{mg}/\ell$ 以下
1,2-ジクロロエタン	$0.004\text{mg}/\ell$ 以下
1,1-ジクロロエチレン	$0.1\text{mg}/\ell$ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	$0.04\text{mg}/\ell$ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	$1\text{mg}/\ell$ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	$0.006\text{mg}/\ell$ 以下
トリクロロエチレン	$0.03\text{mg}/\ell$ 以下
テトラクロロエチレン	$0.01\text{mg}/\ell$ 以下

1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下 ※
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下 ※
ほう素	1 mg/ℓ以下 ※
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

※日本工業規格 JIS K 0102（工業排水試験方法）の改正に伴い、これとの整合を図るため、新たな試験方法が追加又は採用された（平成20年4月1日環境省告示40号）

○生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く）

ア

項目 型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100 ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100 ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100 ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以上	—

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 (全亜鉛)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下

【表 6】地下水の水質汚濁に係る環境基準（H9 環境庁告示10号）

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー ※2009年11月追加	0.002mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下 ※2009年11月改正
1,2-ジクロロエチレン ※2009年11月追加（従来のシス-12-ジクロロエチレンに代わる）	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下

1,4-ジオキサン ※2009年11月追加	0.05mg/ℓ以下
--------------------------	------------

※2009年11月、新たに地下水環境基準項目として、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンが追加された。また、従来のシス-1,2-ジクロロエチレンに代わり、1,2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体の和）が新たに追加された。

【表7】 土壌の汚染に係る環境基準（H3環境庁告示46号）

物質	環境上の条件
カドミウム	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 1 mg未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機りん	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること
六価クロム	検液 1 ℓにつき0.05mg以下であること
ひ素	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること
総水銀	検液 1 ℓにつき0.0005mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること
ジクロロメタン	検液 1 ℓにつき0.02mg以下であること
四塩化炭素	検液 1 ℓにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ℓにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.02mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.04mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき 1 mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ℓにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.03mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓにつき0.002mg以下であること
チウラム	検液 1 ℓにつき0.006mg以下であること
シマジン	検液 1 ℓにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき0.02mg以下であること
ベンゼン	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること
セレン	検液 1 ℓにつき0.01mg以下であること
ふっ素	検液 1 ℓにつき0.8mg以下であること
ほう素	検液 1 ℓにつき 1 mg以下であること

【表8】騒音に係る環境基準（H10環境庁告示64号）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

備考：

- 1 昼＝午前6時から午後10時までの間、夜間＝午後10時から翌日の午前6時までの間
- 2 A A＝療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- 3 A＝専ら住居の用に供される地域
- 4 B＝主として住居の用に供される地域
- 5 C＝相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる

～環境法豆知識 その2～

【環境基準】

環境基準は企業活動を直接規制するものではない。大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音に関して、人の健康を保護し、かつ生活環境を保全する上で「維持されることが望ましい基準」のこただ（環境基本法16条1項）。つまり、環境行政における目標値と考えておけばよい。ただし、新聞などで「〇〇工場で事故があり、河川に環境基準の〇倍を超える〇〇が流出した」と報じられるように、参考値として活用されることが多いので、関係しそうな環境基準は確認しておきたい。